

カラマツ林の間伐推進と需要拡大について

久々野営林署 秋神担当区主任 ○原 啓一郎

1. はじめに

当久々野営林署は全人工林面積8,594 haの内の約56%、4,779 haをカラマツによって占められています。この中で、26～40年生の間伐時期に達している林分は、2,623 haにも及んでいます。第5次地域施業計画においても、全間伐指定量の60%はカラマツ林を対象としたものとなっています。しかしながら、同計画の最初の2箇年である昭和62、63年における間伐の実行は直営による保育間伐によるものが殆んどで、立木販売による間伐は、スギ、ヒノキ林が主体となり、カラマツについては後廻しの現状となっています。（表－1参照）

（表－1） 間伐の年度別・樹種別実行一覧表

年度	方法	面積 ha	スギ m ³	ヒノキ m ³	カラマツ m ³	計 m ³
62年	立木販売	11.85	107	219	0	326
	内部振替	110.61	152	2,794	1,613	4,559
	計	122.46				4,885
63年	立木販売	32.00	225	1,774	99	2,098
	内部振替	55.64	0	1,737	662	2,399
	計	87.64				4,497
元年	立木販売	34.38	269	1,575	302	2,146
	内部振替	44.47	12	1,299	564	1,875
	計	78.85				4,021
2年	立木販売	34.88	447	820	1,130	2,397
	内部振替	19.68	0	154	9951	1,105
	計	54.56				3,502
	合計	343.51	1,212	10,372	5,321	16,905

単年度指定量 4,040 m³ 単年度実行平均 16,905 m³ ÷ 4ヶ年 = 4,226 m³

直営による保育間伐には、基幹作業職員の労務上の限界があり、カラマツ林分の立木販売による間伐推進は、森林施業上重要な課題となっています。この課題について、平成元年度及び2年度において取り組みを行ったので報告します。

2. カラマツ林間伐の推進について

現在、カラマツ林の間伐を立木販売によって行うことの障害となっている問題点としては、

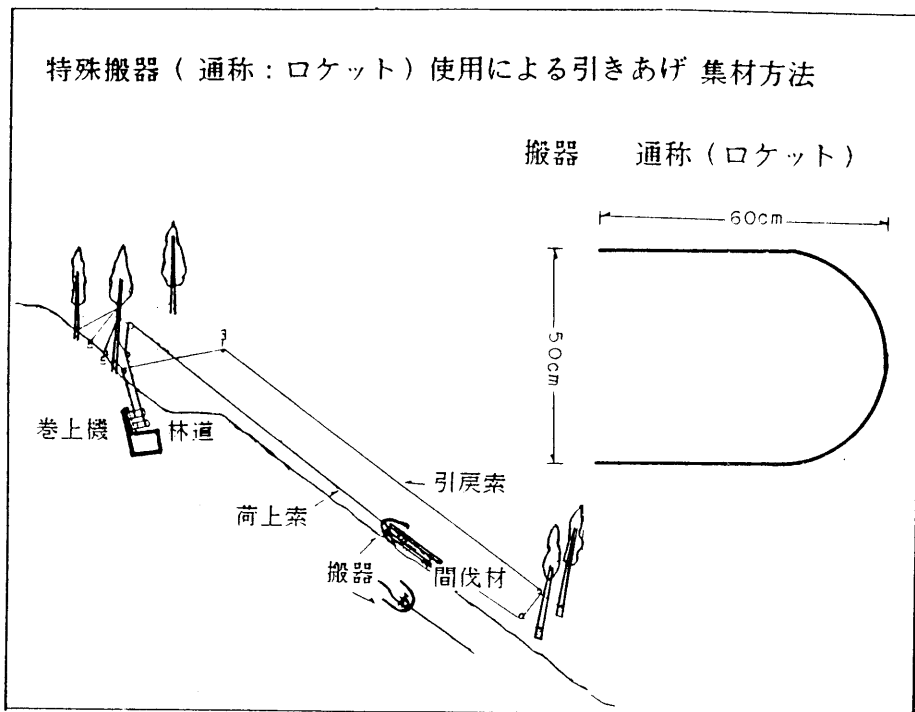
- (1) カラマツ間伐材の価格が安い。
- (2) 伐倒、搬出経費が高い。
- (3) 労務の確保が難しい。
- (4) 搬出施設（林道等）の整備が遅れている。
- (5) 生産 — 流通 — 販売の体制ができていない。
- (6) 市場ではカラマツ間伐材を取り扱っていない。

等が挙げられます。

今回の取り組みでは、先づ、伐倒搬出経費を相対的に安くする工夫を行いました。

具体的には、第一に、林道・県道沿等搬出の容易な林分を選定し、販売を行いました。又、伐区を設定する際にも、材の搬出を考えて、林道上部については、木落しによる集材が可能な範囲

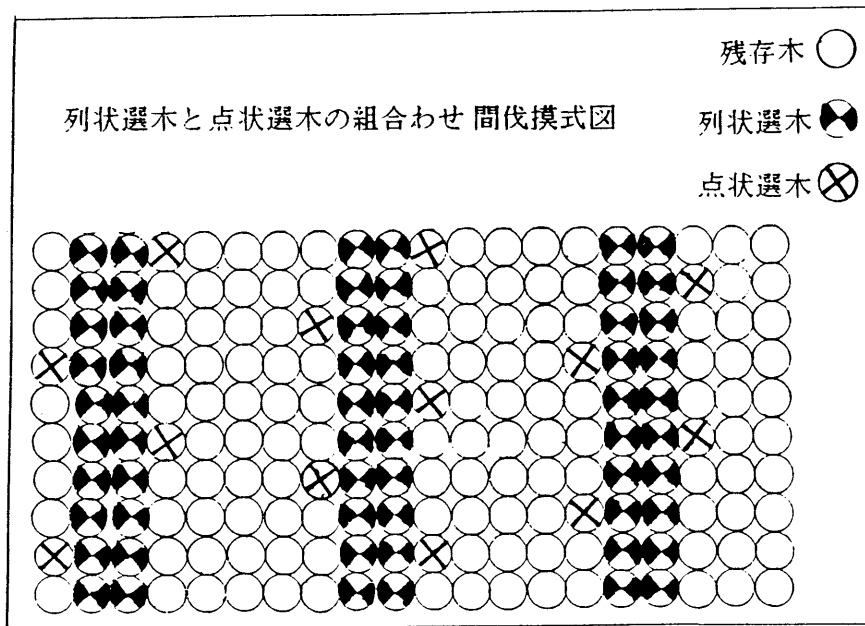
（図-1）



(約50m)までとし、林道下部については、引き上げによる集材の容易な範囲(約100m)までを設定しました。(図-1参照)この範囲を超え、集材の困難な部分については、切り捨て間伐によって対応することにした。

第二に、間伐木の選定を、列状間伐と点状間伐の組み合わせによって行いました。これは、列状間伐に加えて、伐倒列に隣接する樹列についても点状間伐の要領で間伐木の選定を行う方法です。(図-2参照)これによって、より効率的に伐倒搬出を行うことが可能となりました。

(図-2)



第三に、間伐の実施効果と作業能率の向上を図るために、保安林の指定施業要件の見直し、変更を行いました。2皆用施業団林地については、間伐率20%を最大30%に、3皆用施業団林地については、20%又は25%を、最大35%まで間伐率を引き上げて行いました。

次に、労務の確保と流通・販売の問題については、当署管内の高根村森林組合が、年間約2,000^mのカラマツ材を取り扱っている実績を持ち、独自の製材、木材加工施設や人工乾燥装置等を設備、活用しており、又搬出においても特殊搬器(通称ロケット、図-1図中参照)等を活用している等、カラマツ間伐における条件を満足していました。そこで、前記の方法で伐区を設定して販売を行った結果、平成元年度には1箇所3.50ha(279^m)、2年度には7箇所20.27ha(1,130^m)を立木販売により間伐することができました。(表-2参照)

(表一 2) カラマツ間伐実行箇所(立木販売)

販売年度	国有林	林小班	面積 ha	材積 m ³	搬出施設
元年度	胡桃島	226い	3.50	279	作業道
	計				
2年度	胡桃島	226い	4.00	380	作業道
〃	〃	256り	2.12	130	県道沿
〃	〃	256よ	3.88	25	〃
〃	〃	256る	1.77	106	林道
〃	枯尾	266い	2.50	195	県道沿
〃	千間樽	199い	3.50	201	〃
〃	〃	200に	2.50	93	〃
	計		20.27	1,130	

同森林組合においては、来年度以降も引き続き、間伐の実行を希望しており、カラマツ間伐の立木販売による実行の道が開けたものと確信しています。

3. カラマツ材の需要拡大について

冒頭にも述べたように、造林地の大半をカラマツによって占められている当署においては、カラマツ材の新たな用途の開発と需要の拡大が、将来的に解決を要すべき問題となっています。

カラマツ材は従来欠点ばかりが注目されており、木材価格もそれを反映して低迷を続けています。しかし、①構造材としてはヒノキ並の十分な強度を持つ。②断熱性に富む。③木目が美しい。等多くの長所をも備えています。近年では、カラマツ材を加工、製品化する際に、大きな障害となっている、ヤニ(樹脂)とネジれ(狂い)についても、蒸煮処理やアルカリ処理等による脱脂技術の進歩や、各種人工乾燥技術の開発により解消されつつあり、建築用材、建具材、家具材等にもカラマツ材の用途は広がってきています。当署においても、今年度、久々野担当区事務所を新築するに当たり、カラマツ材を用いた木製サッシと外壁材の試作を行い、これを取り入れました。この事務所は、八角形の木造住宅で、新しい工法によって建築されています。カラマツ材はこの中で、木製サッシと外壁の部分に全体の約15%、9m³を使用しています。

当署では、この事務所が木材のPRになればと期待しています。

4. ま と め

今回取り組んできた、カラマツ間伐を立木販売によって実行する試みは、販売の方法次第で可能であり、又、当署管内におけるカラマツ間伐材の需要は、引き続き見込める点等から、計画的な実行が図れる礎ができたと確信しています。

カラマツ材の将来的な展望については、従来いわれていた欠点も殆ど解決されてきており、今後は更に多方面での利用が可能となるでしょう。

今後は更にカラマツ材のPRに努め、最終需要の拡大及び付加価値の増大に積極的に取り組んでいきたいと考えます。